農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の概要

1 農振法の主旨

今後農業の振興を図るべき地域を明らかにして、その地域での土地の有効利用と農業の近代化を図るための施策を総合的、計画的に推進(農業投資の集中化)することにより、農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用を図ることを目的に、昭和44年に制定された法律です。

そしてこの法の中では、目的達成のために市町村は知事の認可を受けて農業振興地域 整備計画を作成しております。

2農業振興地域とは

総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域をいいます。

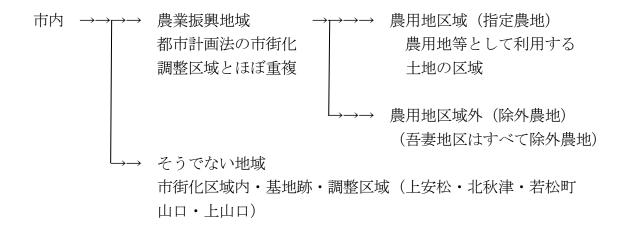
当市では、都市計画法で市街化を抑制すべき区域という性格をもつ市街化調整区域が、この指定を受けています。

3農用地区域とは

農業振興地域の中に設定され、今後おおむね10年以上にわたって農用地等として利用する区域をいいます。そしてこの設定は、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保と農業上の土地利用の計画化、農業上の用途区分を定めた農用地利用計画(農業振興地域整備計画の中にある計画のひとつ)に生かされています。

なお、農業上の用途区分には農地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地があり、 それらを総称して農用地等としています。

4 所沢市における農振法上の地域区分とは



当市の場合、昭和48年度の当初計画での農用地区域の指定にあたっては、所有者の 意向を反映した形で一筆毎に指定農地・除外農地と区分けしていったために、都市計画 法の市街化区域・市街化調整区域のようにはっきりと線引きされてはいません。

なお、現在の農業振興地域整備計画書は、平成9年度に一部見直しを行い平成10年 3月知事の認可を受けたものです。